

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和5年5月29日（月）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和5年4月19日から令和5年5月29日まで

（2）現地調査箇所

大山中央保育所、ほそいり保育所、大沢野小学校、大庄小学校、速星幼稚園

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

ア こども家庭部 こども保育課

保育所（5箇所）

大沢野西部、船嶽、大山中央、福沢、ほそいり

イ 教育委員会事務局 教育総務課

小学校（8箇所）

大沢野、大久保、船嶽、上滝、大庄、福沢、小見、神通碧

幼稚園（1箇所）

速星

（2）対象期間

令和4年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

ア 現金の収納事務について

イ 歳入の執行事務について

ウ 歳出の執行事務について

エ 財産の管理事務について

オ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) 保育所

ア 消耗品購入において、単価契約によらず同等品を別の業者に発注したことで、単価契約価格より高く購入しているものが見受けられたので、改善を図りたい。(大沢野西部)

イ 備品台帳において、令和3年度に更新した AED の受払いを記載していなかったため、改善を図りたい。(大沢野西部)

ウ 週休日に行った勤務について、1日の勤務時間の割振り変更を行い、その日の超過勤務手当の支給割合は125/100とすべきところ、135/100として支給したことにより、超過勤務手当が過大支給となっているものが見受けられたので、改善を図りたい。(大沢野西部)

(2) 小学校

ア 市内出張旅費の支給について、私有車の場合は通算路程を1キロメートル未満切捨とすべきところ、切り上げて距離を算定したことにより、過大支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。(大久保、船嶺、大庄)

(3) 幼稚園

ア 現物確認を行った結果に基づき、令和5年3月1日付けで木製ベンチを備

品台帳から払い出していたが、物品棄焼却処分伺の作成がされていなかった
ので、改善を図りたい。(速星)

- イ 特殊勤務手当実績簿において、延従事時間の記載誤りにより、特殊勤務手当
が過大支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。
(速星)